熊谷市企業誘致セミナー運営業務委託公募型プロポーザル競争実施要領

１　目的

本要領は、熊谷市企業誘致セミナー運営業務を実施するに当たり、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の必要事項を定める。

２　業務等概要

⑴　名称

熊谷市企業誘致セミナー運営業務

⑵　目的

市内経済の活性化を図るため、企業誘致に向けた本市の特性等をＰＲするセミナーを開催すること。

⑶　内容

ア　セミナーの企画、テーマ設定及び講師の手配

イ　セミナー会場の手配及び設営

ウ　参加者申込受付、当日受付及び進行

エ　運営に必要な人員の手配

オ　セミナーに関するＰＲ活動

カ　参加者や関係各所との連絡・調整

キ　関係各所への支払い

ク　その他、セミナー開催に必要な業務

⑷　委託期間等

ア　委託期間

契約締結日から令和８年１２月２８日まで

イ　開催時期及び回数

第１候補日：令和８年１０月３０日（金）１５時から２時間程度

第２候補日：令和８年１０月２８日（水）１５時から２時間程度

のいずれか日程で１回

３　予算額

業務等に要する費用の上限は２，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

４　実施形式　　公募型

５　参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

⑴　熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８１号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８２号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

⑵　熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１７年訓令第６２号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１９年訓令第５０号）による措置を受けていないこと。

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しないこと。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑸　次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合に　はその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当

該者と契約を締結したと認められるとき。

⑹ ⑴の資格者名簿に未登載の者にたいしては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

ア　概要書（様式６）

イ　使用印鑑届（様式７）

ウ　履歴事項全部証明書

エ　財務諸表

オ　直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

カ　業務経歴書

６　参加申込手続及び企画提案手続

プロポーザル競争に参加する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

⑴ 提出書類

ア　参加申込書（様式１）

イ　業務実績調書（様式２）

ウ　事業実施体制及び体制図（様式３）

エ　企画提案書表紙（様式４）

オ　企画提案書（任意様式）

カ　見積書

⑵ 提出期限　　令和８年６月１２日（金）午後５時まで

⑶ 提出方法　　電子メールによるものとする。

⑷ 提出先

熊谷市産業振興部企業活動支援課

電子メール：kigyokatsudo［ｱｯﾄﾏｰｸ］city.kumagaya.lg.jp

※［ｱｯﾄﾏｰｸ］部分は「@」に置き換えてください。

７　質問及び回答

⑴ 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式５）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。件名は「プロポーザルに関する質問_熊谷市企業誘致セミナー運営業務」とする。送信後、必ず電話で受信確認をすること。

※　電話又は口頭による質問は受け付けない。

⑵　質問期限

令和８年６月１日（月）午後５時まで

⑶　提出先

熊谷市産業振興部企業活動支援課

電子メール：kigyokatsudo［ｱｯﾄﾏｰｸ］city.kumagaya.lg.jp

※［ｱｯﾄﾏｰｸ］部分は「@」に置き換えてください。

⑷　回答方法

質問及び回答については市ホームページに掲載する。

⑸　回答日

令和８年６月４日（木）

８　企画提案書及び見積書の作成方法

⑴　企画提案書

ア　仕様書の業務内容について、具体的な提案を行うこと。

イ　提案主旨やアピールポイントなどを簡潔に記述すること。特に、２－⑶のアからオまでの事項について独創的なアイデアを記述すること。

⑵　見積書

できる限り詳細な内訳が分かるように積算を記載すること。

９　審査要領

⑴　一次審査

ア　審査方法

提出された参加申込書、業務実績及び業務実施体制について、企業活動支援課において書類審査し、二次審査対象者として選出する。

イ　通知

書類審査で二次審査対象として選出されたものに「二次審査対象に関する通知」を行う。また、二次審査対象に選出されなかった者については、その旨を書面にて通知する。

⑵　二次審査

ア　審査方法

二次審査対象の者については、以下の方法により、熊谷市企業誘致セミナー運営業務に関する提案競争を実施し、「熊谷市企業誘致セミナー運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）がプレゼン

テーション及び質疑応答により審査を行う。

⑺　日時

令和８年６月２３日（火）（予定）

詳細は「二次審査対象に関する通知書」により別途通知する。

⑴　場所

熊谷市宮町二丁目４７番地１　熊谷市役所

⑼　持ち時間

各者３０分以内（準備５分、説明１５分以内、委員からの質疑１０分以内）

パソコン等を用いる場合は、各自で持ち込むものとし、スクリーン、プロジェクターは市で用意する。

⑽　内容

審査当日は、原則として、提案書の内容についての説明は、提案書類に記載されている提案責任者が説明を行い、審査委員会委員が行う質問に対する回答は、提案責任者以外でも可能とする。

⑾　その他

特別な理由なく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

また、審査当日の資料は、事前に提出した提出書類のみ使用する。

イ　評価方法

次のとおり評価採点し、契約候補者を特定する。

⑺　採点

審査委員会委員は評価採点基準項目ごとに評価した配点から算出し、各委員の評価点を合計する。

⑴　選定

合計の評価点で最高点を得た者を契約候補者として特定する。

なお、最高点を得た者が２者以上ある場合は、以下の順で選定する。

①　「企画提案内容」の点数が高い者を契約候補者とする。

②　①の点数も同点の場合は、見積書の額の最も低い者を契約候補者とする。

③　①の点数及び②の額が同じ場合は、委員の投票による多数決で決定する。

最高点に続く合計評価点を得た者を次点候補者、第３位の合計評価点を得た者を第３候補者として特定する。

㈦　評価採点基準及び配点表（審査委員会委員１人当たり）

審査項目	採点基準・視点	配点
業務の理解度・取組方針	・業務内容・目的・本市の状況・求めている事項を理解しているか。 ・取組方針において、業務実施上で配慮すべき事項や課題、対応策等について的確にとらえているか。	10
業務実施体制及び遂行能力	・業務目的実現のため、具体的かつ的確な業務の進め方、執行体制、市との業務区分等が提案されているか。 ・目的達成に資するセミナーと同様の業務実績を豊富に有しているか。 ・市との円滑な連絡・連携を取ることができる体制を有しているか。 ・セミナー開催後の本市へのフォローアップ体制はあるか。	20
業務提案内容	・本市の特性を的確に捉えた上で誘致対象を想定した企画であるか。 ・集客に関し、企業立地需要喚起に資する独自のネットワークを有しているか。また、当該ネットワークを生かした提案であるか。	50
提案価格	最低提案価格／提案価格×２０点	20
合計		100

㈧　評価点の考え方

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、各提案に対し、それぞれの配点を上限とした点数を付す。

なお、提案価格の点数については、上記の算式に各提案価格を代入して得た点数の小数点以下を切り捨てた整数値とする。

㈨　最低基準点の設定

最低基準点については、配点合計の６割とする。ただし、１者のみの応募の場合は、配転表の合計から提案価格点を除いた点数の６割とする。

㈩　プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

10　選定結果

⑴　通知方法

全提案者に対して文書により通知する。

⑵　通知時期

令和８年７月上旬

⑶　選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。

なお、選定されなかった提案者が１者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア　契約候補者の名称

イ　全提案者の名称　　※　申込順

ウ　全提案者の評価点

※　ア以外の提案者の名称はＡＢＣ表記とし、得点順に表記する。

エ　契約候補者の選定理由

※　提案者が１者のみで契約候補者となった場合は、契約候補者の名称のみの公表とする。

11　契約締結

選定後、市は対象業務等について契約候補者と協議を行い、業務委託仕様書を作成する。契約候補者は改めて見積書を提出し、随意契約を締結する。

12　提出書類の取扱い

⑴　提出された全ての書類は、返却しない。

⑵　提出後の追加、修正及び削除は認めない。

⑶　提出された企画提案書は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る事務以外には利用しない。

⑷　市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。

⑸　企画提案書の提出は、１者１案とする。

13　情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、熊谷市情報公開条例（平成１７年条例第１０号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合があ

り、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼすおそれがある情報は、選定後の公開とする。

14　その他

⑴　言語及び通貨単位

手続におけて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用について市に請求できないものとする。

⑶　参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに企業活動支援課宛てに提出するものとする。

⑷　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア　参加資格要件を満たしていない場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　実施要領等で示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ　見積書の金額が、「３予算額」を超過した場合

⑸　著作権等の権利

企画提案書等の著作権及び産業財産権は、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等について、市は提案者の承諾を得た上で、特段の対価なく使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

また、企画提案書等において第三者の著作権及び産業財産権の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、提案者が負うものとする。

15　日程

令和８年５月２２日（金）　実施公告、参加申込及び質問開始

６月　１日（月）　質問締切り
６月　４日（木）　質問に対する回答
６月１２日（金）　参加申込及び提出書類締切り
６月１６日（火）　一次審査結果通知
６月２３日（火）　プレゼンテーション審査
６月下旬　　選定委員会への報告
７月上旬　　選定結果通知

16　問合せ先

熊谷市産業振興部企業活動支援課　担当　松岡
電　話：０４８－５２４－１１１１　内線４６８
ＦＡＸ：０４８－５２５－９３３５
メール：kigyokatsudo［ｱｯﾄﾏｰｸ］city.kumagaya.lg.jp
※［ｱｯﾄﾏｰｸ］部分は「@」に置き換えてください。